

6 保 健

中学時代は一生のうち最も心身ともに大きく成長する大切な思春期を迎えます。同時に、自分で考えて健康になるための実践や行動(自立)をしていく時期でもあります。

よりよい成長をするためには、本人の努力と保護者や周囲の大人の協力が必要です。入学すると小学校と違い、教科担任制や部活動など新しい中学校生活が始まります。大きく環境が変わるため、緊張しやすく、心身ともに疲労がたまります。「健康の自立」ができるよう御協力よろしくお願いします。

1 健康管理について

- ①朝、自分で起床する。
- ②就寝時間を決め、十分な（7～8時間）睡眠をとる。
- ③食事は1日三食とり、バランスの良い食事を心がける。
- ④朝の排便を心がける。
- ⑤手洗い・うがい・歯みがきなどの習慣をつける。
- ⑥メディアコントロール（携帯電話・ゲーム・パソコン）を心がける。

2 保健室の役割

定期健康診断、応急処置、体調不良時の一時的な休養、心と体の健康相談など健康な心と体で学校生活を過ごすために支援していく場です。継続的な手当や内服薬を使うことはありません。また、学校外で起こったけがや病気の手当てを行うところではありません。御理解と御協力をお願いします。

3 健康観察

登校前の健康観察を行ってください。起床時の様子や顔色、食欲、睡眠など、保護者の方による観察をお願いします。不調を訴えているときは、自宅での休養を優先し、集団の場である学校への登校は控えてください。

4 感染症について

感染症にかかったときは、医師の許可があるまで登校できません。その場合、出席停止となり欠席扱いにはなりません。また、[医師の許可]があり登校する場合は、特に医師の証明は不要です。担任までお知らせください。集団で活動する場となりますので、他者への感染も考慮し、早めに受診してください。

出席停止となる主な感染症

新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、百日咳、結核、溶連菌感染症、流行性角結膜炎（はやりめ）、咽頭結膜熱(プール熱)、マイコプラズマ肺炎など、医師が感染するおそれがあるために登校しないよう指示したもの

5 学校での病気とけが

①学校で体調が悪くなったとき

- ・保健室で総合的に状況を判断し、必要があれば休養します。休養は原則として1時間です。
- ・授業復帰が困難な場合は、早退となります。（保護者に連絡をとりますので家庭連絡票に必ず日中に連絡が取れる連絡先を明記してください。）保護者の方と連絡が取れ次第早退となります。保護者のお迎えが必要な場合は、お迎えをお願いします。保護者と相談の上、本人のみで下校出来る場合は、一人で帰宅させることがあります。その場合は、自宅到着後に帰宅確認の連絡をお願いいたします。
- ・薬は一切服用させません。必要なものは常備させてください。（服用について生徒が理解しているものに限りです。）

②けがをしたとき

- ・軽いけがは応急処置をします。
- ・重度のケガ等、早期に病院に行く必要のあるけがは、保護者に連絡し、保護者の方に迎えに来ていただくか、場合によっては、直接病院へ来ていただく事を原則とします。
(保険証を持参してください)
- ・緊急時、保護者の方と連絡が取れず、御家庭の希望する病院が分からない時は学校の判断で医療機関を選定し受診することになります。

6 定期健康診断について

健康診断の結果、治療のお知らせをもらったらすみやかに専門の医師の診察を受け、結果は学校へ報告もしくは用紙を提出してください。中学生期に多くみられる疾病は、う歯(むし歯)と視力低下です。むし歯は歯科医院へ行かない限り治りません。視力に異常があった場合は、眼科で適切な指導を受けてください。

7 入学後に提出する書類について

①「保健調査票」3年間使用

学校生活で配慮を要する病気やくせ・運動制限(主治医の指示)、月経随伴症などを詳しく書いてください。または、担任や養護教諭にお知らせください。

②「家庭調査票」3年間使用

勤務先、依頼先の電話番号・携帯番号を記入。

(本校の電話番号【048-442-5844】を携帯電話等に登録してください)

連絡順序(連絡が取れて早くかけつけられる人の順)の記入。

緊急時に備え、必ず連絡が取れる連絡先のご記入をお願いします。

* 上記に変更があった際はその都度、担任へ連絡ください。

8 学校で負傷した時の取り扱いについて

戸田市教育委員会では、市立小中学校に在学するお子さん達の不慮の災害に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。これは、学校の管理下(通学途中も含む)で起こった災害に対して、その治療費や見舞金の給付を受けることができる共済給付契約です。ただし、第三者の加害行為により加害者から損害賠償を受けた場合(交通事故を含む)適用は除外されます。

(治療費 病院500点以上、接骨院5000円以上が対象となります。)

* 戸田市では、こども医療費助成制度が入通院ともに中学校卒業まで全額助成となりますが、学校で起こった負傷等につきましては、原則として日本スポーツ振興センター災害給付制度を利用してください。

9 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて *詳しい内容については入学後お知らせします。

【手続きから給付の流れ】

- ①学校の管理下で災害事故が発生する。
- ②被災生徒が病院等で治療を受ける。(学校から又は帰宅後家庭から受診)
- ③被災生徒は必ず学校へ事故の報告をし、日本スポーツ振興センター所定の用紙をもらう。
- ④月毎に、保護者は病院等で日本スポーツ振興センター所定の用紙(「医療等の状況」等)に記載してもらい、それと振込銀行口座名及び通帳コピーを学校に提出する。
- ⑤学校は提出された書類と事故の報告書を合わせて、毎月末日までに教育委員会へ提出する。
- ⑥教育委員会は、提出された書類を添えて日本スポーツ振興センターへ請求する。
- ⑦日本スポーツ振興センターは提出された書類を審査する。
- ⑧日本スポーツ振興センターから教育委員会へ給付決定の通知が送られる。
- ⑨日本スポーツ振興センターから市へ給付金が送金される。
- ⑩市より被災生徒の保護者の銀行口座に給付金が送金される。